

アルゼンチン知的財産ニュース(月報)

Vol. 14 (2019年6月分)

2019年7月3日発行

日付	2019年6月3日			
分野	特許関連	商標関連	意匠関連	
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連	
出典	アルゼンチン産業財産庁 (INPI)	※公的機関による発表	YES	NO
リンク	http://www.inpi.gov.ar/marcas/noticias/declaracion-de-uso-para-marcas-registradas			
タイトル	登録済み商標の使用宣言について			
要約	2013年1月12日以降に登録が認められた商標の所有者に対し、その商標の有効期間の半分の期間を経過して使用している旨の宣誓供述を義務付ける 2019年付決議第123号が、6月3日に発効する。申請フォーマットのダウンロードサイトのアドレス、申請料、期限といった宣誓供述の実施方法は、アルゼンチン産業財産庁 (INPI) のサイトで参照可能となっている。また同決議の全文はアルゼンチン官報のサイトにて確認が可能。			

日付	2019年6月6日			
分野	特許関連	商標関連	意匠関連	
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連	
出典	アルゼンチン産業財産庁 (INPI)	※公的機関による発表	YES	NO
リンク	http://www.inpi.gov.ar/general/noticias/examen-prioritario-de-patentes-pep			
タイトル	特許の優先審査について (PEP)			
要約	国内生産部門の発展促進を目的に、特許の優先審査制度の創設を規定したアルゼンチン産業財産庁 (INPI) 2019年付決議第112号が、2019年6月3日に発効した。この決議は、出願特許に関する先行技術調査の迅速化を図るもので、優先審査制度の申請時点から60日以内に調査が開始されるようになる。PEPの対象となる出願特許は、次の条件を満たしていることが求められる。A) アルゼンチン共和国内で最初の出願が行われていること。B) INPIの特許官報に掲載されていること。C) 第三者に対する意見招請期間が満了していること。D) 審査料が支払済みであること。E) 当該特許の先行技術調査が実施されていないこと。F) 同じ期間に他の優先審査の申請を行っていないこと。同決議の全文はINPIサイトで参照可能。			

日付	2019年6月6日			
分野	特許関連	商標関連	意匠関連	
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連	
出典	サイト La Nacion	※公的機関による発表	YES	NO
リンク	https://www.lanacion.com.ar/economia/comercio-exterior/llegar-a-china-como-entender-el-mercado-y-aprovechar-sus-oportunidades-nid2255038			
タイトル	中国に到達するには：どのように市場を理解し、チャンスを生かすか			

日付	2019年6月12日			
分野	特許関連	商標関連	意匠関連	
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連	
出典	サイト Diario Juridico	※公的機関による発表	YES	NO
リンク	https://www.diariojuridico.com/colombia-colombia-y-argentina-grandes-gestores-de-la-economia-naranja/			
タイトル	コロンビアとアルゼンチンはオレンジ経済の主要プレーヤーに			

日付	2019年6月12日			
分野	特許関連	商標関連	意匠関連	
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連	
出典	サイト Infobae	※公的機関による発表	YES	NO
リンク	https://www.infobae.com/america/america-latina/2019/06/12/la-unesco-menciona-al-chipa-como-una-comida-tipica-argentina-y-desato-la-indignacion-en-paraguay/			
タイトル	ユネスコ、シパーがアルゼンチン固有の食品であると述べ、パラグアイの怒りを買う			

日付	2019年6月13日			
分野	特許関連	商標関連	意匠関連	
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連	
出典	アルゼンチン産業財産庁 (INPI)	※公的機関による発表	YES	NO
リンク	http://www.inpi.gob.ar/general/noticias/decreto-4032019-ley-de-patentes-de-invencion-y-modelos-de-utilidad			
タイトル	2019年付政令第403号：イノベーション特許・実用新案法について			
要約	6月5日、イノベーション特許・実用新案法の規則を定めた2019年付政令第403号が制定された。この規則は6月6日付官報に公示され、60日後に発効する。生産部門の発展を目的とした行政手続きの簡素化を目指す法令第27,444号に基づいて推進される国の近代化政策の一環として、この政令では、効率的な管理を目的とした電子ツールを採用することによって特許や実用新案の出願手続きを迅速化し、期間の短縮を図る。従来との主な変更点としては、電子出願方式の採用、手続きの各段階での認証の廃止、宣誓供述による優先権の申請、実用新案の優先権書類・移転登録書類について電子フォーマットでの申請者によるフォローの義務化、実用新案の新規性喪失の例外期間を6ヶ月から12ヶ月への延長。			

日付	2019年6月18日			
分野	特許関連	商標関連	意匠関連	
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連	
出典	サイト BAE	※公的機関による発表	YES	NO
リンク	https://www.baenegocios.com/economia-finanzas/Mercosur-y-Canada-negocian-acuerdo-20190617-0081.html			
タイトル	メルコスル、カナダと FTA 協定を交渉			

日付	2019年6月26日			
分野	特許関連	商標関連	意匠関連	
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連	
出典	アルゼンチン産業財産庁 (INPI)	※公的機関による発表	YES	NO
リンク	http://www.inpi.gob.ar/comunicacion-oficial/noticias/comunicado-mesa-de-entradas			
タイトル	申請受付窓口の一時閉鎖に関する通知			
要約	アルゼンチン産業財産庁 (INPI) の申請受付窓口は、メンテナンス工事に伴い、6月 28 日終日閉鎖される。そのため窓口での書類受付は同日には行われず、申請ポータルサイトを通じたオンラインでの提出のみ実施される。なお、同日に期限を迎える手続きに関しては、翌営業日である 7 月 1 日まで期限を延長する措置をとる。ただし、支払関係の会計・財務部門は通常営業となる点に留意すること。			

日付	2019年6月26日			
分野	特許関連	商標関連	意匠関連	
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連	
出典	アルゼンチン産業財産庁 (INPI)	※公的機関による発表	YES	NO
リンク	http://www.inpi.gob.ar/noticias/seminario-internacional-pct-la-relevancia-del-tratado-de-cooperacion-en-materia-de			
タイトル	国際セミナー「輸出促進年の 2019 年における特許協力条約の重要性」			
要約	7 月 5 日、ブエノスアイレス市にて、「輸出促進年の 2019 年における特許協力条約の重要性」と題したセミナーが開催される。産業財産はテクノロジー企業が生み出す価値の一部を成すものであり、そのために中小企業や研究機関、大学が資本を確保する際には欠かすことのできない経営要素となっている。従って、海外市場への参入を可能とする戦略手段として、発明内容を世界中で簡単な手続きかつ低コストで出願することができる特許協力条約 (PCT) の活用は必要不可欠である。本セミナーでは、国内外の公的機関・民間分野・学界からの講演者を迎え、国内イノベーションと輸出振興を目指した政策の必要性について討議を行なう。発明を商用利用する際のその保護の重要性、海外において発明を保護するうえで国内発明家らが直面する課題、特許化手続きの簡素化の重要性など、輸出を目指す中小企業にとって特に重要なテーマが扱われる。			

日付	2019年6月27日			
分野	特許関連	商標関連	意匠関連	
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連	
出典	サン・マルチン国立大学 (UNSAM)	※公的機関による発表	YES	NO
リンク	http://www.unsam.edu.ar/tss/quien-gana-con-las-patentes/			
タイトル	誰が特許で得をするか？			

アルゼンチン知的財産ニュース（月報）はアルゼンチンの知的財産に関する最新状況を日本の皆様にお伝えするため無料でお配りしています。なお、新聞社等の著作権に触れるおそれがありますので、公的機関以外の記事等の要約は掲載しておりません。予めご了承ください。

ご意見・ご質問・ご感想がございましたら、下記までご連絡下さい。

(独)日本貿易振興機構 JETRO サンパウロ事務所 知的財産権部

Alameda Santos, 771 Primeiro Andar, Jardim Paulista, CEP 01419-001, São Paulo -SP, BRASIL

TEL: +55-11-3141-0788, FAX: +55-11-3253-3351

E-MAIL: SAO_ipr@jetro.go.jp

発行人：JETRO サンパウロ事務所 知的財産権部（特許庁委託事業）

免責事項：要約結果は出典原文の意図から相違が生じ得ます。JETRO はご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。本文を通じて皆様に提供した情報により不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いません。